

藤沢市手数料条例の一部改正について

藤沢市手数料条例の一部を次のように改正する。

2016年（平成28年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市手数料条例の一部を改正する条例

藤沢市手数料条例（平成12年藤沢市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第5の12の表3の項中「800円」を「1,000円」に改め、同表4の項中「1,220円」を「1,500円」に改める。

別表第5の18の表1の項中「1,000円」を「4,000円」に、「200円」を「1,000円」に改める。

別表第5の20の表9の項中「800円」を「1,000円」に改め、同表10の項中「1,220円」を「1,500円」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、狂犬病予防等に係る事務の手数料について、その受益と負担の適正化を図り、もって社会的公平性を確保するため、その額を改定する必要による。